



島根県報

平成17年 8 月 9 日 (火)
第 1,699 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	1
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	1
解除予定保安林	(森林整備課)	7
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅(2件)	(水産課)	7
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用地対策課)	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	9

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧(2件)	(環境生活総務課)	9
運転免許端末装置賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	(警察本部)	10

告 示

島根県告示第883号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年 8 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社ごうばら	訪問介護	ふれあいサービスごうばら 訪問介護事業所	出雲市国富町1209番地	平成17年 8月1日
ひかわ医療生活協同組合	短期入所療養 介護	斐川生協病院短期入所療養 介護	簸川郡斐川町直江町4883番地 1	平成17年 8月1日
有限会社 杵柄	通所介護	デイサービス きねづか	松江市上本庄町572番地 3	平成17年 8月1日
有限会社 フィリンク	福祉用具貸与	有限会社 フィリンク	簸川郡斐川町大字神永2535番 地11	平成17年 8月1日

島根県告示第884号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱(平成3年島根県告示第447号)の一部を次のように改正する。

平成17年 8 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

第1条中「発達」を「発展及び地域の活性化」に、「系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成2年6月7日付け2農経A第635号農林水産事務次官依命通達。以下「措置要綱」を「系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16農振第2295号農林水産省農村振興局長通知。以下「ガイドライン」に、「中山間地域活性化資金を貸し付ける措置要綱」を「中山間地域活性化資金（以下「中山間地域活性化資金」という。）を貸し付けるガイドライン」に改める。

第2条中「種類」の次に「、利子補給期間」を加え、「別表」を「次の表」に改め、同条に次の表を加える。

中山間地域活性化資金の種類	利子補給期間	利子補給率
1 ガイドライン第2の2の(1)の加工流通施設整備資金	15年以内	知事が別に定める率
2 ガイドライン第2の2の(2)の保健機能増進施設整備資金		
3 ガイドライン第2の2の(3)の生活環境施設整備資金	25年以内	

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を削る。

第5条の見出し中「請求」を「交付申請及び支払」に改め、同条中「を請求しようとする」を「の交付申請をしようとする」に、「利子補給金請求書」を「中山間地域活性化資金利子補給金交付申請書（様式第3号）」に改め、「利子補給金計算明細書」の次に「（様式第4号）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 知事は、前項の申請に係る利子補給金の交付の決定をしたときは、当該申請書を受理した日の属する月の翌月の末日までにこれを融資機関に支払うものとする。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（利子補給の承認申請及び承認）

第5条 融資機関は、利子補給を受けようとするときは、中山間地域活性化資金利子補給承認申請書（様式第1号）に知事が別に定める書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、当該融資機関に通知するものとする。

（償還期限等の変更）

第6条 融資機関は、貸し付けた中山間地域活性化資金の償還期限等を変更しようとするときは、中山間地域活性化資金利子補給変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、当該融資機関に通知するものとする。

別表を削る。

附則の次に次の4様式を加える。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

中山間地域活性化資金利子補給承認申請書

年 月 日

島根県知事

様

所在地
融資機関名
代表者名

印

下記の貸付について利子補給の承認を受けたいので申請します。

記

1 貸付の内容等

貸付の相手方		資金区分	借入者区分	資金用途	事業費 (千円)	貸付予定 年月日	貸付 利率 %	利子補 給率 %	償還 期限 (含据置)	据置 期間 (年数)	約定償還額		備 考
所在市 町村	借 入 者										第 1 回 (千円)	第 2 回以降 (千円)	

(注) 1 「資金区分」欄は、対象施設の種類により「加工」、「保健」又は「生活」のいずれかを記入すること。

2 「借入者区分」欄は、「資金区分」欄に「加工」又は「保健」を記入した場合は「大企業以外」又は「大企業」を、「生活」を記入した場合は「農林漁業者」、「農林漁業者の組織する団体」又は「第 3 セクター」の区分を記入すること。

2 融資機関の意見

.....

.....

様式第2号(第6条関係)

中山間地域活性化資金利子補給変更承認申請書

年月日

島根県知事

様

所在地
融資機関名
代表者名

印

下記の貸付について、利子補給の変更承認を受けたいので申請します。

記

1 変更の内容

承認年月日	貸付の相手方		利子補給承認額 (千円)	償還 期限 (含据置)	据置 期間 (年数)	約定償還額								
	所在市町村	借入者				第 回 年度(千円)	第 回 年度(千円)	第 回 年度(千円)	第 回 年度(千円)	第 回 年度(千円)	第 回 年度(千円)			

(注) 上段に変更前の内容を、下段に変更後の内容を記入すること。

2 変更の理由

.....

.....

様式第 3 号 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地

融資機関名

代 表 者 名

印

中山間地域活性化資金利子補給金交付申請書

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、
給金 円を交付されたく申請します。

年度 期分の利子補

(注) 利子補給金計算明細書 (様式第 4 号) を添付の上提出すること。

附 則

この告示は、平成17年 8 月 9 日から施行する。

島根県告示第885号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年 8 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
松江市美保関町雲津593 - 1・594（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）
-

島根県告示第886号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、次の加入区について、平成13年島根県告示第578号による保険に付すべき義務は、平成17年 8 月 2 日限り消滅したので、同条第 2 項及び同法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成17年 8 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 知夫村加入区
 - 2 西郷加入区
-

島根県告示第887号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、次の加入区について、平成13年島根県告示第591号による保険に付すべき義務は、平成17年 8 月 6 日限り消滅したので、同条第 2 項及び同法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成17年 8 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

江津市加入区

島根県告示第888号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年 8 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 起業者の名称
隠岐広域連合
- 2 事業の種類

隠岐島前病院医師住宅整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

隠岐島前病院医師住宅整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第3条第24号に掲げる「地方公共団体が設置する病院」に関する事業のために欠くことのできない法第3条第35号に掲げる「職務上常駐を必要とする職員の宿舍」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である隠岐広域連合は、補助金、地方債及び一般財源により財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業は、隠岐広域連合立隠岐島前病院の医師住宅を2戸建設するものである。当該病院は地域医療拠点病院に指定され、かつ、救急医療病院に認定された隠岐郡島前地域の中核的医療機関である。

しかし、当該病院は離島にあることに加え、医師住宅が不備であること並びに限られた人数の医師にとって宿日直勤務及び宿日直勤務医師への応援業務の負担が大きいことから、従来より医師の安定確保が困難である。

これらの問題に対処するため、当該病院の隣接地に医師住宅を建設することは、将来にわたる医師の安定確保につながり、当該病院の機能を向上させると見込まれることから、本件事業を施行することにより得られる利益は、相当程度存するものと考えられる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定に当たり、複数の候補地の中から社会的、技術的及び経済的条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、医師住宅を2戸建設することにより、将来にわたる医師の安定確保を図り、当該病院の機能を向上させることを目的とするものである。

現在は、既設の医師住宅が2戸あるだけで、4人の常勤医師のうち2人はそこに入居しているが、あとの2人の常勤医師は、民間アパート等がないため、当該病院から3キロ以上離れた集落で、老朽化した空家を修繕して使用しており、本件事業を早急に実施する必要性が認められる。

次に、本件事業に係る起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的であると考えられる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

西ノ島町役場

島根県告示第889号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 8 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
一般国道	261号	邑智郡邑南町上田所 2583番地先から同2096 番地先まで	前	メートル 8.00 ~ 28.00	メートル 1,660.00	川本土木建築事務所	交通安全施設整備 工事 拡幅
			後	8.00 ~ 42.00	1,660.00		
県 道	松江木次線	松江市乃木福富町字七 反田231番 2 地先から 同字227番 7 地先まで	前	38.00 ~ 81.00	23.00	松江土木建築事務所	不用物件発生 減幅 競売による払い 下げ
			後	28.50 ~ 61.50	23.00		

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成17年 8 月 1 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 障害者支援ネットワークまつえ
- 3 代表者の氏名
中田 治
- 4 主たる事務所の所在地
松江市西法吉町 8 番地43号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者の方々に対し、雇用の機会の拡充及び支援に関する事業を行い障害者の自立促進に寄与することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類
変更後の定款
- 7 縦覧期間
申請書を受理した日から 2 月間
- 8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年8月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年8月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あかぎ福祉会

3 代表者の氏名

清原政成

4 主たる事務所の所在地

飯石郡飯南町下赤名1919番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、居宅において生活することが困難な飯南町の高齢者に対して、認知症対応型共同生活介護及び在宅の虚弱高齢者等の通所による在宅支援サービスを行い、飯南町で生活する高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年8月9日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

運転免許端末装置貸借契約

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14 借入品」、中分類「(2) 情報処理機器」に格付Aで登載されたものであること。
- (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年 8 月 9 日から 8 月19日までの間、上記 3 の(1)の場所において交付する。
(交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。)

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年 8 月24日 (水) 午後 2 時
イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階入札室
ウ 開札 即時開札

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10 その他

詳細は入札説明書による。

